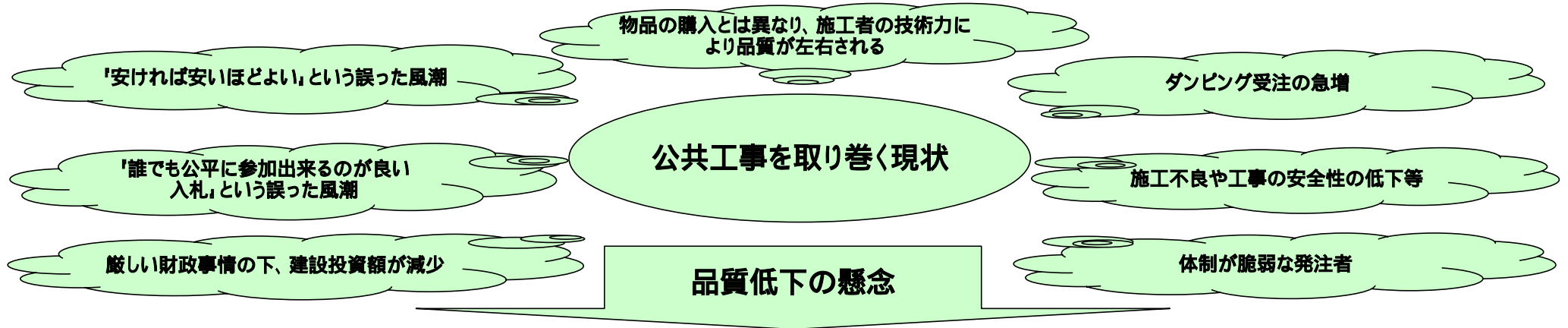


# 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【平成17年4月1日施行】

土木部技術管理課



## 法の目的 3つのポイント

### 公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者責務の明確化

#### 【基本理念】（第3条第1項）

・国、地方公共団体の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たす。

#### 【発注者の責務】（第6、7条）

- ・発注関係事務を適正に実施
- ・工事成績評定資料等の保存
- ・必要な職員の配置と体制の整備
- ・職員の技術力の向上

### 「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換

- ・調査及び設計の品質確保（第3条）
- ・工事の経験等、技術的能力に関する事項を審査（第11条）
- ・技術提案を求めるよう努力（第12条）

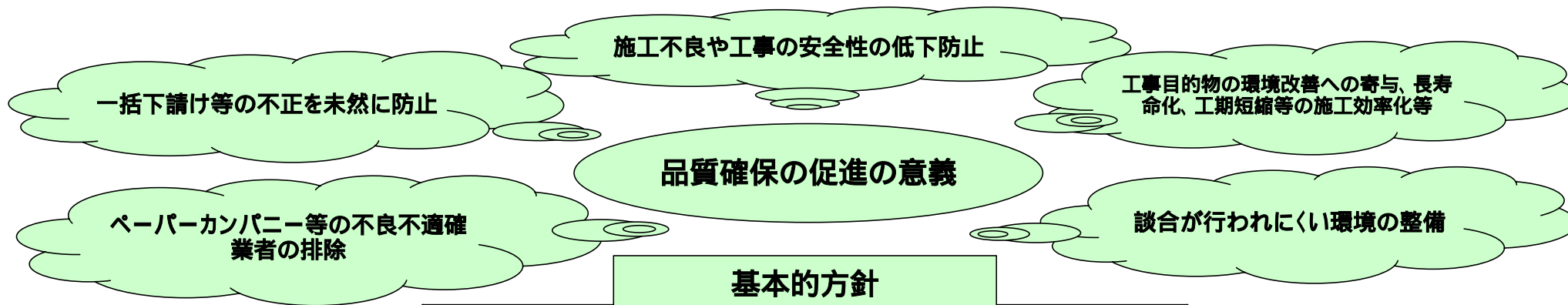
### 発注者をサポートする仕組みの明確化

#### 【発注者の支援】（第15条）

- ・外部機関の活用による発注者支援
- ・国、都道府県は発注関係事務を適切に実施する者を育成

「基本方針」に基づき、各発注者は必要な措置を講じる。（第9条）

- ・発注関係事務の強化
- ・工事現場監督、検査業務の強化
- ・総合評価落札方式の導入
- ・市町村に対する指導及び支援 等



施策を総合的に推進		
<b>発注者責務の明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注関係事務の適切な実施</li> <li>工事監督、検査及び施工状況の確認・評価に関する事項</li> <li>発注関係事務の環境整備に関する事項</li> </ul>	<b>「価格のみの競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」への転換</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術的能力の審査の実施に関する事項</li> <li>技術提案の審査・評価の実施に関する事項</li> <li>中立的かつ公正な審査・評価の確保に関する事項</li> <li>調査及び設計の品質確保に関する事項</li> </ul>	<b>発注者をサポートする仕組みの明確化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注関係事務を適切に実施できる者の活用</li> </ul>

施策の進め方

<ul style="list-style-type: none"> <li>有資格業者名簿作成時における資格審査 (工事成績評定結果の活用)</li> <li>検査等の技術基準策定</li> <li>工事成績評定の実施</li> <li>工事成績評定のデータベース化と相互活用</li> <li>段階的な施行状況の確認 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価方式の要領等の作成</li> <li>総合評価方式の評価項目・評価基準の審査</li> <li>総合評価審査委員会の設置</li> <li>技術提案の評価結果及び落札結果の公表</li> <li>調査・設計業務の技術提案を求める入札契約方式採用</li> <li>調査・設計業務の成績評定の実施 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村への研修会の実施</li> <li>必要な情報の収集及び提供</li> <li>建設総合技術センター等の活用 など</li> </ul>
--	--	--

情報交換・連携強化

栃木県公共工事情質確保推進協議会(仮称)の設立